田や第999号

平成31年１月31日

各（介護予防）地域密着型サービス事業者

各　介護予防・日常生活支援総合事業

　（予防相当訪問型サービス、予防相当通所サービス）事業者　様

田辺市保健福祉部長

（公 印 省 略）

平成31年度介護職員処遇改善加算に係る届出について（通知）

このことについて、平成31年度に介護職員処遇改善加算の算定を行う事業所については、下記期日までに各指定権者（介護サービス事業所等の指定権者が県知事である場合は県知事、市町村長である場合は市町村長）あてに届出を行う必要があり、田辺市指定の（介護予防）地域密着型サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（予防相当訪問型サービス、予防相当通所サービス）の事業所については、当市まで届出が必要になります。

つきましては、加算算定手続きについて内容を御確認の上、届出に際し遺漏のないようご留意願います。

記

**１ 提出期限　　　　平成31 年2 月28 日（木）必着**

* 平成30 年度に加算を算定している場合であっても、引き続き平成31 年4 月から加

算を算定するためには、上記期限までの届出が必要となります。

※　平成31 年4 月から新たに算定を行う場合は、上記期限までの届出が必要です。

※　年度の途中から加算を算定する場合は、加算を算定しようとする月の前々月の末日

が提出期限となります。

**２ 提出先　　田辺市保健福祉部　やすらぎ対策課　指導係**

※　提出書類を持参のうえ提出してください。

※　田辺市の介護保険被保険者以外の利用者がいる場合、当加算を算定するには、区域

外指定を受けている市町村すべてに届出する必要がありますのでご注意ください。（詳細は各市町村にお問い合わせください。）

**３ 提出部数　２部（内１部は受付後、事業者控えとして返却します）**

**４ 提出書類**

届出様式等については、田辺市やすらぎ対策課指導係のホームページに掲載しています

また、昨年度から変更又は追加されている様式もありますので、最新の様式を用いて作成してください。（様式の内容については、本加算に係る平成31年度の和歌山県の様式に準拠していますが、①-１、①-２、③-Ａ、⑦、⑧については、様式が異なりますので、ご注意ください。）

1. 介護職員処遇改善加算届出書「①-１参考様式１」または「①-２参考様式２」
2. 介護職員処遇改善加算の届出に係るチェックシート（平成３１年度以降分）

③　介護職員処遇改善計画書（「別紙様式２」）

※複数の介護サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類を全

て作成すること

・当該計画書に記載された計画の対象となり、かつ、田辺市が指定している介護

サービス事業所等の一覧表（「③-Ａ添付書類１」）

・県内の指定権者（和歌山県を含む。）の一覧表（「③-Ｂ添付書類２」）

・計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一

覧表（「③-Ｃ添付書類３」）

④　キャリアパス要件等に係る算定要件チェックシート（加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳを算定する場合）

⑤　介護職員処遇改善計画書の周知証明（「参考様式３」）

⑥　その他添付書類

・就業規則等

※賃金等に関する規程、キャリアパス要件Ⅰに係る任用要件及び賃金体系に関する規程、キャリアパス要件Ⅲに係る昇給の仕組みに関する規程を就業規則とは別に定めている場合には、就業規則と併せてそれらの規程も添付する。

・労働保険に加入していることが確認できる書類

（労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）

⑦　介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（「別紙３-３」）

⑧　介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（「別紙１－３」）

（注意）

１．　⑥その他添付書類のうち、就業規則等については、前年度に加算を取得し、引き続きそれに相当する区分の加算を取得しようとする場合であって、既に提出された就業規則等の内容に変更がない場合は、提出不要です。ただし、キャリアパス要件Ⅰ又はⅢを新たに満たす場合等については、必ず添付してください。詳細については、「介護職員処遇改善加算の届出に係るチェックシート」をご覧ください。

２．　労働保険に加入していることが確認できる書類は、直近の書類を必ず添付してください。

３．　⑦及び⑧については、新たに加算を算定する場合及び届出内容に変更がある場合提出してください。

＜留意事項＞

ア．　介護サービス事業所等を複数有する事業者である場合は、複数の事業所等に係る「介護職員処遇改善加算計画書（「別紙様式２」）を一括して作成することができます。ただし、その場合であっても、加算の届出はそれぞれの指定権者に対して行う必要があります。

イ．　介護サービス事業所等を複数有する事業者である場合、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（「別紙３-３」）及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（「別紙１－３」）については、サービス毎に別々に作成してください。ただし、同一事業所において一体的に運営されている地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（予防相当訪問型サービス、予防相当通所サービス）については、一括して作成することができます。

ウ．　現在、介護職員処遇改善加算を算定している事業者が、加算算定を行わない場合は、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（「別紙３-３」）及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（「別紙１-３」）を速やかに届け出てください。

エ．　書類作成にあたっては、介護職員処遇改善加算制度概要、厚生労働省通知、Ｑ＆Ａ、別添参考資料ア、イもご確認ください。

※平成３０年度介護報酬改定において、介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）につきましては、一定の経過措置期間終了後、廃止することとされておりますのでご留意願います。

|  |
| --- |
| 〒646-0028　田辺市高雄一丁目23番1号田辺市民総合センター内　田辺市やすらぎ対策課　指導係TEL:0739-33-7033 FAX:0739-25-3994 |